# 幕末期公家の家政「改革」と家法 「菊亭文庫」を中心に ―

キーワード:幕末期、天保~慶応期、今出川(菊亭)家、公家家臣、家政「改革」、家法

はじめに

要とされている。

られるが(5)、未だ実態解明すべき課題が多く残されている。期の今出川家のほか(4)、文化期以降成立の広幡家の事例が知についても、これまで享保期の一条家、宝暦期の三条家、寛政加えて、公家家法の制定がいかになされてきたかという課題

について一考察をおこないたい。記(6)」をもとに、幕末期の今出川家家臣の編成や家政と家法そこで本稿では、専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」の「日次

桜美林大学リベラルアーツ学群

田

中

暁

龍

# 「日次記」の記述と今出川家家政

点を明らかにしてきた<sup>(®)</sup>。 今出川家は家格が清華家で、家系は閑院家(西園寺庶 点を明らかにしてきた<sup>(®)</sup>。すでに拙稿で、天明・寛政期の今 一六五五・八石である<sup>(②)</sup>。すでに拙稿で、天明・寛政期の今 一六五五・八石である<sup>(②)</sup>。すでに拙稿で、天明・寛政期の今 では表者といった階層によって構成された家臣編成だという で、一六五五・八石である<sup>(®)</sup>。

天明・寛政期の今出川当主、今出川実種(宝暦四

### TANAKA Toshitatsu

College of Arts and Sciences, J. F. Oberlin University Home economics Reform and Family Law of the Court Noble in the end of the Tokugawa period: A Case of Kikutei Bunko

る可能性があるものと考えたからである。 となどから、 子に迎えられ、同一二年に孫房君(尚季女)が記録されている 末子として養子入りし、 いることから、このうち寛政二年と寛政一二年を抽出して掲げ 一二年も掲載したのは、 親族だけでなく「家僕」と記される家司の名前が記されて 表1のように表すことができる。寛政二年に加えて寛政 寛政五年から寛政一○年までは実種が議奏を務めたこ 寛政前期と後期とは家政のあり方に違いが出てく 完 〈一八〇一〉 同一一年に日野資矩女(寿栄君) 寛政七年に一条忠良のもとから時季が 年) 0)  $\mathbf{H}$ 記 0) 冒 が猶 頭

供奉してきた家臣も含まれていたことが考えられる。 禎子が水戸藩徳川宗翰の女国姫であったことから、 してこの間、子どもが増え、養子・猶子が増えていくことなっ た者の七名分も考えられるが、女房の人数が若干減少する一 合もあり)から二名が任じられ、ほかに近習、 たことが家臣全体の総枠を大きくしていったものと考えられ (一七九○) 時の家臣は五三名で、寛政一二年時は六五名とな 表1を見ると、諸大夫は山本・石田・中川・植田家から毎年 禎子付の人数が倍増した点が大きな変化だと思われる。そ 全体として人数の増加が確認できる。これは隠居し 侍は山本・湯口・中村(他の時期には植田家の場 隠居などの別があった。禎子付とあるのは、 青侍、 水戸家から 禎子付、 寛政二年 正室

り明治三〇年(一八九三)まで残る。日付の箇所に日記を記し、本稿の分析対象とする「日次記」は天保二年(一八三一)よ

とがわかる。 とがわかる。 とがわかる。 とがわかる。 とがわかる。 とがわかる。 とが記されていることから、今出川家当主の日記ではなく、今出川家家臣の諸述があり、当番の箇所に「備後守」ではなく、今出川家家臣の諸述があり、当番の箇所に「備後守」が異なることや、一つ書きで「御使」「窺参 殿」「聖廟へた「当番」の名前がそれぞれ記されており、その名前ごとに筆

きる。

「日次記」天保三年二月四日条(整理番号一一九三)には、「日次記」天保三年二月四日条(整理番号一一九三)には、「日次記」天保三年二月四日条(整理番号一一九三)には、

表2のごとく、諸大夫、侍の別は明らかであるが、近習以下の者たちの区別が判然としないことから、「近習または青侍」「女房」という括りで整理をおこなった。諸大夫と侍については、前述の寛政期同様、諸大夫は山本・石田・中川・植田家から任じられるも、侍は山本・湯口・中村は同様だが、上原・植西家が加わっている。この記載が家臣全体を示しているかは不善だが、寛政期の家臣編成よりは若干縮小されたようにも思える(章)。

ことからも、「日次記」が諸大夫と侍が家政を記録したものだ「依所労不参備後守」と記されているケースがある。これらのる。そして同年三月六日条では、当番の箇所が湯口好直のみで植田成徳二五歳の場合も、侍の上原房明六九歳が連名していたことから、侍の湯口好直が連名していること、同じく諸大夫表2の天保二年次の諸大夫の中川任重の場合、一九歳であっ

表1 寛政期の今出川家家臣一覧

習長野氏一台所・納戸掘清周 修理職 53 中川定保 18 長谷川古頭 44 中村義信 48 中川定保 18 長谷川古頭 44 中村義信 48 中川定保 18 長谷川古頭 44 中村義信 48 中川定保 代官 28 中川定房房 隠居 53 上原房明 蔵方・台所 38 上原房房 隠居 53 上原房明   大藤秀勝 台所・元方・代官 38 日村九十九忠正 26 神登徳 30 本多正宿 18	Г			SEP T	t 2 /=					STF-1	2/=			
大         中川嘉齡         從四位下         53           大         山地輝線         從五位上         46           石田為治         從五位上         49           中川定本         從五位上         49           中川定本         從五位上         18           山本觀鄉         正六位下         26           山本觀鄉         正六位下         40           中川定春         從六位上         18           相田成章         元方・納戸         32           中川定春         從六位上         11           樹田本盛安         正六位下         71           海田泰鄉         從六位上         11           場口應鄉         次次位上         11           場口應鄉         33         川口正秀           場面團鄉         44         中村養令         近六位下         46           場面團鄉         44         中村養令         近六位下         46           場面團鄉         68         33         川口正秀         18         長谷川市頭         44         中村養命           場面團鄉         68         33         上原房明         18         月口正秀         41         中門定保         代管         28         山本為次         上原房明         10         上原房         11         中村養命         28         大京市、元方・代営	+	1 1 +0 ==	// m/l =		X Z 年 T				1 1 200					
大田園總         従五位下         49         石田為治         部代、正五位下         59           中川定本         從五位下         249         山本親師         修理、從五位上         33           中川定本         從五位下         26         仙本親師         近六位上         18           植田存屋         正六位下         40         中川定奉         從六位上         12           山本園鏡         正六位下         40         中川定奉         從六位上         11           海口無數         正六位下         40         中川定奉         從六位上         11           海口無數         近大位下         40         中村義令         從六位上         11           海口無壽         從六位下         46         中村義令         從六位上         46           海口無壽         從六位下         47         21         堀清周         44         中村義令         64         24         中村義令         64         24         中村義令         64         24         24         24         24         24         24         44         4十村義令         44         4十村義令         44         4十村義令         44         4十村義令         44         4十村義令         44         4十村義令         24         44         4十村義信         24         24         24         24         24         24														
田田為治 従五位下 49 中川定志 従五位下 26 山本観師 正六位下 23 増田存産 正六位下 40 中川定春 従六位上 12 山本周報 従六位上 11 湯口馬敬 従六位上 11 湯口馬敬 従六位上 11 湯口馬敬 従六位上 11 湯口馬敬 従六位下 47 湯口麻鬱 従穴位下 53 近 中村義令 用人 37 波多野成章 納戸・蔵方 22 長野氏― 台所・元方・蔵方 51 伊藤承定 修理 場方・台所・納戸 31 山正寿 21 堀清周 44 中州産保 高所・納戸 31 山下安 満方・総方 38 中村養信 代官・修理職 中川定保 元方・成方 38 日村上米五郎 上原房明 59 上原房明 53 上原房明 日村九十九忠正 場合係 医師 付 村松郎商 医師 行内義助 東帝 26 大阪市 38 日村九十九忠正 場合係 医師 付内義助 東帝 27 村 安藤小匠 伝代 安嶋七郎右衛門 和 第 安田藤中郎 勘使 福崎儀助 五次政 前子 74 神子 名本 74 神子 64 大阪 58 大阪 75 付 75 大阪														
中川定志 従五位下 26 山本期師 正六位下 40 田伊経 正六位下 40 田本期師 正六位下 71 湯田美華 従六位上 11    山本直安 正六位下 71 湯田美華 従六位上 11   本の美華 従六位上 47   大田大田														
山本親師 正六位下 23   植田成章 元方・納戸 32   中川定春 従六位上 12   山本剛毅 従六位下 46   中村義令 従六位下 47   湯口堯壽 従六位下 53   波多野成章 納戸・蔵方 22   長野氏一 台所・航戸 47   伊藤承定 修理 48   四十元章 49   四十二章 4	石													
福田存経 正六位下   40	中	中川定志	従五位下	26					石田安治	従六位上	18			
山本直安 正六位下 71   場口整際 従六位下 46   日本直安 正六位下 71   場口整際 従六位下 47   日本 18	Ц	山本親師	正六位下	23					植田成章	元方・納戸	32			
博山本直安         正六位下         71         湯口嘉敬         従六位下         46         中村義令         従六位下         47           近中村義令         用人         37         波多野成章         納戸・蔵方         22         長野氏一台所・元方・蔵方         51         伊藤承定         修理           最長野氏一台所・納戸長名川口正秀         18         長谷川古顕 日本         44         中村義信         45         46         38         48	框	直田存経	正六位下	40					中川定春	従六位上	12			
海口堯藤	L								山本周親	従六位上	11			
近 中村義令     用人     37     波多野成章     納戸・蔵方     22     長野氏一台所・元方・蔵方     51     伊藤承定 修理       堀清周     修理職     53     川口正秀     18     長谷川古願     44     中村養信       東谷川古願     白所・納戸     三輪有積     代官・修理職     41     中川定保     代官     28     山本為次       上原辰房     随居     53     上原房明     成方・台所 38     上原房明     38     上原房明     38       有 玉井武成     田木七郎     中川定保     代官・修理職     大倉所・元方・代官 38     38     上原房明     成方・台所 38     26       有 玉井武成     田木七郎     本多正宿     田村九十九忠正     46     47     26     26     27     (人民 2)     26       伊生慎塵     医師     五倉     大倉子 (大尾)     大倉子 (大尾)     長子 (入尾)     表付     26     27     人人尾)     表付       安田藤十郎     勘使     日人村公社西東 東京 (大田本)     東京 (大田	Ц	山本直安	正六位下	71					湯口篤敬	従六位下	46			
選手所氏   台所・納戸   川口正秀   21   堀清周   64   湯口直好   中村義信   本多守序   台所・納戸   長谷川古顕   上原房房   徳方・台所・納戸   長谷川古顕   上原房房   徳方・台所・納戸   上原房房   徳居   53   上原房明   成方・台所   38   上原房房   徳居   53   上原房明   成方・台所   38   内藤秀勝   台所・元方・代官   38   日村九十九忠正   日本各に   日村九十九忠正   日本各に   日本名に   日	湯	易口堯籌	従六位下	53					中村義令	従六位下	47			
据清周 修理職 53 中川定保 18 長谷川古頭 44 中村義信 本多守序 台所・納戸 日本次政 蔵方 18 長谷川古頭 11 日本次政 蔵方 28 川口正秀 納戸 31 本為次 11 日本次政 蔵方 11 日本次政 蔵方・台所 38 日本為次 11 日本の 12 日本の 13 日本の 14 日本の 15 日本の			用人	37	波多野成章	納戸・	蔵方	22	長野氏一	台所・元方・蔵方	51	伊藤承定	修理	30
本多守序     台所・納戸 長谷川占顕     山本次政 三輪有積     川口正秀 中川定保     秋戸 中川定保     31       古編有積     代官・修理職 上原房房     中川定保     代官       大原房房     蔵方・台所 大原房房     38       大原房房     総合・元方・代官     38       大原房房     総合・元方・代官     38       大原房房     総合・元方・代官     38       大原房房     と所子・元方・代官     38       大原房房     と所子・元方・代官     30       本多正官     18       横登徳 本多正官     30       大学生慎庵     医師     大松此西 大松此西 安崎七郎右衛門和人 大松此西 東新線炎助 武隈飛右衛門、取次 野綱鉄之助 武隈郷右衛門、取次 野綱鉄之助 武門の大衛房子     本女、隠居 妻子     本名文 (大久尾)     本名文 (大田、)       女房子(川口正稅女): 老女     48     方子(花子妹)侍女     40     房子 老女、隠居     78     配子((久米)       女房子(川口正稅女): 老女     40     房子     老女、隠居     78     配子((久米)       女房子(川口正稅女): 老女     40     房子     老女、隠居     78     配子((八年)       本子(八重)     表皮     45     一方会・後年・同居     45       市子(八重)     表皮・隠居     45     一分会・後年・同居     45       市子(八重)     大田、一大田、一大田、一大田、一大田、一大田、一大田、一大田、一大田、一大田、一	長	長野氏一	台所・納戸		川口正秀			21	堀清周		64	湯口直好		19
長谷川古顕 円山通見 59 村上米五郎 上原辰房 隱居 53 上原房明 萬方・台所 38 上原房房 隱居 53 上原房明 萬方・台所 38 日村九十九忠正 26 榊登徳 30 本多正宿 18         青 玉井武成 侍山本七郎	塘	屈清周	修理職	53	中川定保			18	長谷川古顕		44	中村義信		19
円山通見 上原辰房 同居     59 上原房明     村上米五郎 上原房明     上原房明     蔵方・台所 38 台所・元方・代官 38       青 玉井武成 侍 山本七郎     田村九十九忠正 接後     26 排登徳 30 本多正宿       頑 湯口兼之 子 付 村松勝親 石 竹 門理右衛門 右筆 安田藤十郎 高機儀助     佐子 (長子)(人尾) 表使 若年寄 39 守子 (方妻) 有子     越貞斎 長子(人尾) 表使 若年寄 39 守子(八里正稅女): 老女 68 万子(花子妹) 侍女 20 青子 有子 右年寄 35 守子(八重) 長子(大米) 同子 有子 右年寄 36 守子(八重) 長子(大米) 同子 有子 右年寄 37 守子(八重) 長子(大米) 同子 有子 右年寄 36 守子(八重) 長子(大米) 同子 有子 右年寄 37 守子(八重) 長子(大米) 同子 有子 右年寄 38 守子(八重) 長子(大米) 同子 有子 右年寄 39 守子(八重) 長世 花子(入) 侍女 管:後雄乳母 侍女 17 育子(大里) 侍女 管:後雄乳母 侍女 30 育子(大里) 管:後雄乳母 青女 右子 有女 有女 有女 有女 有女 有女 有女 有女 有女 有女 有女 有女 有女	本	<b>卜多守序</b>	台所・納戸		山本次政	蔵方			川口正秀	納戸	31	本多正春		
上原辰房     隐居     53     上原房明     内藤秀勝     台所・元方・代官     38       青 玉井武成     田村九十九忠正     26       楠 過事之     30       本多正宿     18       初田兼之     伝代     安藤内匠     昼子(民尾) 若年 長子(久尾) 表使 自動使 高野 田人 竹隈理右衛門 右筆 安田藤十郎 勘使 福嶋儀助     長子(久尾) 表使 高野 個別 大子代 國子       万房子(川口正税女): 老女     68     芳子(花子妹) 侍女     40     房子 老女、陽居     78     至子(久米) 別子(万富) 本子 有子 若年寄 39       有子     若年寄     39     安子     侍女、膳所人     17     前子 老年寄 30     30       有子     有子     有子     右:正延乳母 侍女     17     中子(浅野) 表使・隠居     45       花子(久)     侍女     24     青子(八重) 長使・原居     45       東子     侍女     24     東子(八重) 29     29       境子     (全子     (全子(八重) 29     29     29       東子(多事)     17     第二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	長	長谷川古顕			三輪有積	代官·	修理職		中川定保	代官	28	山本為次		
青       玉井武成       田村九十九忠正       26         付       山本七郎       報營德       30         本多正宿       18         積       湯口兼之       伝代       安藤内匠       越貞斎       医師         付       村松勝親       用人       村松此西       奥番       長子(只尾)若年       長子(入尾)表使       喜勢         安田藤十郎       勘使       古際子右衛門       取次       野綱鉄之助       八千代       武陽秀蔵       留与         女房子(川口正税女): 老女       68       方子(花子妹)侍女       40       房子       老女、隠居       78       聖子(入米)         房 茂子       老女       74       桐子       侍女       20       時子       老女、隠居       78       聖子(入米)         有子       老女       74       桐子       侍女       20       時子       老女、隠居       78       聖子(入米)       別別子(万喜)       日東子(九東)       八千代       10       日東子(大門)       八千代       10       日東子(大門)       日東子	F	円山通見		59	村上米五郎				上原房明	蔵方・台所	38			
侍 山本七郎	上	上原辰房	隠居	53	上原房明				内藤秀勝	台所・元方・代官	38			
本多正宿	3	E井武成							田村九十九忠正	E	26			
積 湯口兼之   伝代   安藤内匠   伝代   安藤内匠   伝代   安嶋七郎右衛門用人   村松勝親   用人   村松勝親   用人   村松勝親   用人   村松勝親   用人   村島定右衛門   東子   大島定右衛門   東子   大島で   大島で   大田で   大田	Ц	山本七郎							榊登徳		30			
子 丹生慎庵       医師       安嶋七郎右衛門用人       信子(民尾)若年長子(久尾)表使喜勢志計 中多の共産 (公尾)表使喜勢 (公尾)表使高勢 (公尾)表使高等 (公尾)表使不足 (公尾)表使者子 (公尺尾)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺尺尺尺尺层)表使者子 (公尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺尺									本多正宿		18			
付付村松勝親     用人 竹隈弾右衛門 右筆 安田藤十郎 勘使 福嶋儀助     村松此西 身番 片島定右衛門 竹内義助 武隈弾右衛門 取次 野綱鉄之助 武隈薄右衛門 取次 野綱鉄之助 武隈秀蔵     長子(久尾)表使 喜勢 木計 守多 八千代 留与       女 房子(川口正税女):老女 房 茂子     68 孩子     芳子(花子妹)侍女 柳子 安子 侍女、膳所人 74     40 房子 卷女、膳所人 30 安子 千名:正姬乳母 侍女     78 騎子 老女 33 前子 若年寄 30 守子(八重)表使 **子(久)侍女 愛子 侍女、表使 增子 寺女、表使 增子 青女     77 右:正姬乳母 侍女 時:後姬乳母 侍女     17 安子(內重) 養子(関屋) 養子(八重) 全子(八重) 電子     45 長子(八重) 全子(八重) 電子     45 長子(八重) 全子(八重) 電子     40 安子(多喜)     29 茂子(八) 40 安子(多喜)     29 茂子(八) 40 安子(多喜)     17 本子(八面) 29 茂子(八面) 第子(為古) 第子(八面) 第子(八面) 第子(為古) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第子(八面) 第二十五位下 東武重 正六位下 武静 従六位下 円山将曹 三浦伊織 吉田宰起     23 校六位下 円山将曹 三浦伊織 吉田宰起	湯	易口兼之	伝代						安藤内匠	伝代		越貞斎	医師	
竹隈弾右衛門 右筆安田藤十郎 勘使福嶋儀助     片島定右衛門 竹内義助 武隈弾右衛門 取次 宇多 野綱鉄之助 武隈弾右衛門 取次 野綱鉄之助 武隈秀蔵       女 房子(川口正税女): 老女 68 芳子(花子妹)侍女 40 房子 老女、隠居 78 堅子(久米) 預子 老女 74 柳子 侍女 20 時子 老女 33 則子(万喜) 時子 若年寄 39 安子 侍女、膳所人 17 時子 若年寄 30 守子(八重)表使 35 石: 正姫乳母 侍女 17 守子(浅野)表使・隠居 45 茂子(久)侍女 今: 俊姫乳母 侍女 30 藤子(関屋)侍女 17 左濃 侍女、表使 情女 24 左濃 侍女 29 茂子(八重) 29 茂子(八重) 29 茂子(久) 40 安子 侍女 24 信子 侍女 29 茂子(久) 40 安子(多喜) 17       家 堀川忠弘 正五位上 45 礼 堀川重弘 正六位上 13 三浦伊織 三輪式部 円山泰次郎 酒井右膳     正五位上 13 東京伊織 吉田宰起	戶	丹生慎庵	医師						安嶋七郎右衛門	"用人		信子(民尾)	若年寄	40
安田藤十郎 勘使福嶋儀助     高島儀財     志計 字多       女 房子(川口正税女): 老女 68 房子(八里) 信子 8月 夜子 74 柳子 64 0月子 84 春年寄 39 安子 64 8月子(八重) 表使 75 76 77 77 77 77 77 77 77 77 78 77 78 77 78 77 78 78	木	寸松勝親	用人						村松此西	奥番		長子 (久尾)	表使	30
福嶋儀助     武隈弾右衛門 取次 野綱鉄之助 武隈秀蔵     宇多 八千代 留与       女 房子(川口正税女): 老女 68 芳子(花子妹)侍女 40 房子 老女、隠居 78 堅子(久米) 預子 老女 74 柳子 侍女 20 時子 老女 33 則子(万喜) 守子(八重)表使 35 石: 正姫乳母 侍女 17 守子(浅野)表使・隠居 45 で子(八重) 侍女 65 後姫乳母 侍女 30 藤子(関屋) 侍女 17 安子 (大重) 29 茂子(八重) 29 茂子(八重) 29 茂子(八重) 29 茂子(久) 40 安子 侍女 24 信子 6女 29 茂子(久) 40 安子(多喜) 17 塚 堀川忠弘 正五位上 45 根川重弘 正六位上 13 三浦伊織 三輪式部 円山泰次郎 酒井右膳 1日本起     堀川重弘 従五位下 23 表武重 正六位下 武静 従六位下 円山将曹 三浦伊織 吉田宰起	11	ケ隈弾右衛門	右筆						片島定右衛門			喜勢		23
女 房子(川口正稅女): 老女     68     芳子(花子妹) 侍女     40     房子     老女、隐居     78     堅子(久米)       房 茂子     老女     74     柳子     侍女     20     時子     老女、隐居     78     堅子(久米)       有子     若年寄     39     安子     侍女、膳所人     17     崎子     若年寄     30     明子(浅野)表使・隠居     45       花子(久) 侍女     持女     17     守子(浅野)表使・隠居     45     17       愛子     侍女、表使     侍女     24     幸子(八重)     29       增子     侍女     24     有子(久)     40       幸子     侍女     24     安子(多喜)     17       家堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       北川重弘     正六位上     13     二浦伊織     二浦伊織     二浦伊織     三浦伊織     吉田安起	岁	安田藤十郎	勘使						竹内義助			志計		17
女 房子(川口正稅女): 老女     68     芳子(花子妹) 侍女     40     房子     老女、隠居     78     堅子(久米)       房子     老女     74     柳子     侍女     20     時子     老女、隠居     78     堅子(久米)       有子     老女     74     柳子     侍女     20     時子     老女     33     則子(万喜)       有子     若年寄     39     安子     侍女、膳所人     17     崎子     若年寄     30       守子(八重)     表使     侍女     17     李子(関屋)     侍女     17       愛子     侍女、表使     侍女     24     幸子(八重)     29       養子     侍女     24     安子(多喜)     17       家 堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       北 堀川重弘     正六位上     13     二浦伊織     二浦伊織     二浦伊織     三浦伊織     吉田宰起	袸	<b>冨嶋儀助</b>							武隈弾右衛門	取次		宇多		17
女 房子(川口正稅女): 老女     68     芳子(花子妹) 侍女     40     房子     老女、隠居     78     堅子(久米)       房子     老女     74     柳子     侍女     20     時子     老女     33     則子(万喜)       有子     若年寄     39     安子     侍女、膳所人     17     崎子     若年寄     30       守子(八重)     表使     6女     17     守子(浅野)     表使・隠居     45       花子(久)     侍女     30     藤子(関屋)     侍女     17       愛子     侍女     24     告子     (八重)     29       茂子(久)     40     安子(多喜)     17       家     堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下       宝浦伊織     三輪式部     円山将曹       四山泰次郎     酒井右膳     吉田安起									野綱鉄之助			八千代		14
房     茂子     老女     74     柳子     侍女     20     時子     老女     33     則子(万喜)       有子     若年寄     39     安子     侍女、膳所人     17     新子(浅野)表使・隠居     45       中子(八重)表使     6女     17     守子(浅野)表使・隠居     45       東子(月室)     侍女     17     李子(関屋)     侍女     17       東子(月重)     長女     17     李子(八重)     29       東子(八重)     29     茂子(久)     40       東子(今女)     安子(多喜)     17       家堀川忠弘     正五位上     45       北川重弘     近五位下     23       東武重     正六位下     武静     従六位下       日山泰次郎     西井右膳     三浦伊織     吉田安起									武隈秀蔵			留与		
有子 若年寄 39 安子 侍女、膳所人 17 崎子 若年寄 30 守子 (八重) 表使 35 石:正姫乳母 侍女 17 守子 (浅野) 表使 · 隠居 45 花子 (久) 侍女 吟:俊姫乳母 侍女 30 藤子 (関屋) 侍女 17 爱子 侍女 24 信子 侍女 29 茂子 (八重) 29 茂子 (人) 40 李子 侍女 24 信子 侍女 29 茂子 (久) 40 安子 (多喜) 17 家 堀川忠弘 正五位上 45 堀川重弘 正六位上 13 三浦伊織 三輪式部 円山泰次郎 酒井右膳 17 長子 (八重) 27 長子 (八重) 28 長武重 正六位下 武静 従六位下	戸.	写子(川口正税	女):老女	68	芳子(花子妹)	侍女		40	房子	老女、隠居	78	堅子(久米)		45
守子(八重)表使     35     石:正姫乳母 侍女     17     守子(浅野)表使・隠居     45       花子(久) 侍女     今:俊姫乳母 侍女     30 藤子(関屋) 侍女     17       慶子 侍女、表使     传女     24     幸子(八重)     29       增子 侍女     24     信子     侍女     29       東子 侍女     24     安子(多喜)     17       家 堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       北 堀川重弘     正六位上     13     東武重     正六位下       三浦伊織     三浦伊織     三浦伊織     吉浦伊織     吉田宰起	艿	竞子	老女	74	柳子	侍女		20	時子	老女	33	則子(万喜)		25
花子 (外)     侍女     吟:俊姬乳母 侍女     30     藤子 (関屋)     侍女     17       愛子     侍女、表使     佐濃     侍女     24     幸子 (八重)     29       增子     侍女     24     安子 (外)     40       幸子     侍女     24     安子 (多喜)     17       家 堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       北 堀川重弘     正六位上     武静     従六位下       三浦伊織     三浦伊織     三浦伊織     吉田宰起	丰	<b></b>	若年寄	39	安子	侍女、	膳所人	17	崎子	若年寄	30			
愛子     侍女、表使     佐濃     侍女     24     幸子(八重)     29       増子     侍女     24     信子     侍女     29     茂子(久)     40       東子     侍女     24     安子(多喜)     17       家 堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       北 堀川重弘     正六位上     13     素武重     正六位下       三浦伊織     三浦伊織     三浦伊織     吉田宰起	÷	子(八重)	表使	35	石:正姫乳母	侍女		17	守子(浅野)	表使・隠居	45			
増子     侍女     24     信子     侍女     29     茂子 (久)     40       東子     侍女     24     安子 (多喜)     17       家     堀川鬼弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       礼     堀川重弘     正六位上     13     素武重     正六位下       三浦伊織     三浦伊織     三浦伊織     吉田宰起	花	柱子 (久)	侍女		吟:俊姫乳母	侍女		30	藤子(関屋)	侍女	17			
幸子     侍女     24     安子(多喜)     17       家 堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       礼 堀川重弘     正六位上     13     秦武重     正六位下       三浦伊織     三浦伊織     三浦伊織     吉田宰起	変	受子	侍女、表使		佐濃	侍女		24	幸子(八重)		29			
家 堀川忠弘     正五位上     45     堀川重弘     従五位下     23       礼 堀川重弘     正六位上     13     秦武重     正六位下       三浦伊織     三浦伊織     三浦伊織       酒井右膳     吉田宰起	埠	曽子	侍女	24	信子	侍女		29	茂子 (久)		40			
礼 堀川重弘     正六位上     13       三浦伊織     武静     従六位下       三輪式部     円山将曹       円山泰次郎     三浦伊織       酒井右膳     吉田宰起	幸	<b></b>	侍女	24					安子(多喜)		17			
三浦伊織     武静     従六位下       三輪式部     円山将曹       円山泰次郎     三浦伊織       酒井右膳     吉田宰起	塬	<b>国川忠弘</b>	正五位上	45					堀川重弘	従五位下	23			
三輪式部     円山将曹       円山泰次郎     三浦伊織       酒井右膳     吉田宰起	塘	屈川重弘	正六位上	13					秦武重	正六位下				
円山泰次郎     三浦伊織       酒井右膳     吉田宰起	lΞ	三浦伊織							武静	従六位下				
酒井右膳 吉田宰起	lΞ	三輪式部							円山将曹					
	F	円山泰次郎							三浦伊織					
	涩	西井右膳												
隠 中川定志 従五位上 36	+									従五位上	36			
居 堀川宗甫 入道四位忠弘 54														
河野莉山 刑部入道通兄 69														
本多守序 64														
山本義武 38														
村上義武 32														
伊藤理仲 72														

<sup>\*1 「</sup>実種公記」の記述をもとに作成(数字は年齢を表す)

### 表2 天保~慶応期の今出川家家臣一覧

	天保2年 天保3年 安政5年 文久2年			文久3年	元治元年	慶応	元年	慶帰	慶応4年				
諸	山本親道	33	山本親道	石田吉治	石田吉治	58	(石田吉治)	(石田吉治)	(石田吉治)		(石田吉治)		(石田吉治)
大	従五位上		右京亮	豊後守	豊後守		豊後守	豊後守	豊後守		豊後守		豊後守
夫	右京亮伊豆守		伊豆守										
	石田吉治	27	石田吉治	植田成徳	植田成徳	56	(植田成徳)	(植田成徳)	(植田成徳)		(植田成徳)		(植田成徳)
	正六位下		豊後守	長門守	長門守		長門守	長門守	長門守		長門守		長門守
	豊後守												
	中川任重	19	中川任重	中川定静	中川定静	35	中川定静	中川定静	中川定静		中川定静		中川定静
	備後守		備後守	肥後守	肥後守		肥後守	肥後守	肥後守		肥後守		肥後守
	植田成徳	25	植田成徳	植田成脩	植田成脩	25	植田成脩	植田成脩	植田成脩		植田成脩		植田成貞
	従六位上		長門守	筑前守	筑前守		筑前守	筑前守	筑前守		筑前守		筑前守
	長門守												
					山本親義	23	山本親義	山本親義	山本親義		山本親義		山本親義
					伊勢守		伊勢守	伊勢守	伊勢守		伊勢守		伊勢守
侍		53	湯口好直	植西明信	植西明信	74	(植西明信)	(植西明信)	(植西明信)				
	従六位上		出羽介	近江介	近江介		近江介	近江介	近江介				
	出羽介 上原房明	-	1 65 - 20		山本明命	C 0	1. + 02 ^	1. + 00 ^	1. + 10. ^				山本明命
	上原房明 従六位下		上原房明	山本明命	山本明命 左衛門権	63	山本明命	山本明命	山本明命		山本明命		山本明命 左衛門権大
			丹波介	筑後介	左側口惟 大尉		左衛門権大	左衛門権大	左衛門権大尉		左衛門権大尉		左側口惟大尉
	丹波介				大尉 中村温知	49	射 中村温知	射 中村温知	中村温知		中村温知		中村温知
					安房介	43	安房介	安房介	安房介		安房介		安房介
					植西明俊	44		植西明俊	植西明俊		植西明俊		植西明俊
					薩摩介	44		薩摩介	薩摩介		薩摩介		薩摩介
近	長野織部			中村右兵衛	旌序川		薩摩介 長野織部	長野織部	長野織部	田中蔵人	長野織部	田中蔵人	座序기:
習	波多野縫殿			植西右衛門				波多野縫殿		柏木宮内	波多野縫殿	柏木宮内	
ŧ	本多外記			長野織部				本多外記	本多外記	高橋主鈴	本多外記	布水占内 高橋主鈴	
た	松本雅楽			波多野縫殿				松本雅楽	松本雅楽	大沢大炊	松本雅楽	藤井大炊	
	長谷川隼人			本多外記				長谷川隼人		大西要人	長谷川隼人	矢田主殿	
は	堀勘解由			松本雅楽				堀勘解由	堀勘解由	奥田伊織	堀勘解由	大四王叔 大西要人	
青	川口主税			長谷川隼人				川口主税	川口主税	央田 (水脈) 小笹忠二郎	川口主税	奥田伊織	
侍	村上中務			村上左京				村上中務	村上中務	大西仙二郎	村上中務	英田伊臧 小笹忠二郎	
	円山主税			川口右京			们工工场	円山主税	円山主税	山本次郎兵衛	円山主税	大西仙二郎	
	ロロ主統 植西右衛門			湯口修理			植而近さん	ロロエが 植西右衛門		藤木次郎七	ロロ主伝 植西右衛門	山本次郎兵衛	
	他四右網门 隠 長野玄昌			海口修理 山本左近				他四右第门 隠 長野玄!		膝不次即七 山本栄二郎	他四右倒口 湯口采女	四本次即共開 藤木次郎七	
	院 支打公由 浜崎主水			人見泰造			浜野玄田 浜崎主水	浜崎主水	至月共和 田原兵庫	山本木—即 河村勘兵衛	あロ末女 人見泰造	藤木 大 即 し 山 本 栄 二 郎	
	浜町土水 堀川但馬守			人兄奈逗 望月玉泉			が一十八	浜町土水 堀川但馬守		河利砌共衛 増田徳兵衛	人兄奈垣 望月兵部	四本米—即 河村勘兵衛	
	加川巴梅山			至月玉永 平柳上部				加川巴納可	间间日初	但山际大闸	至月共印 高橋白馬	内们動共開 増田徳兵衛	
女				<del>上</del> 例上部 佐竹主馬			老女三河	老女三河		1		但叫心大用	
房				大沢大炊			老女園浦	老女花崎					
175				大沢大炊 奥田頼母			老女園用まい						
				类田粮母 大西数馬			まい なを	こと 久					
				大四致馬 奥田伊織			なを いそ	公 松本雅楽					
				奥田伊臧 小笹忠二郎			いと	似本雅采 八重					
				小世忠—即 井内権之進			ひさ	八里 なを					
				山本治郎兵衛			金助	つね					
				片岡伊兵衛			緑	かつる					
				藤木治郎七			小蝶	小頭					
		_		川村甚兵衛			飯貰	L	夕 1+ 隠 民 耂 た i				

<sup>\*1 「</sup>菊亭文庫」の「日次記」の記述をもとに作成(数字は年齢を表し、カッコ書きの人名は隠居者を表す)

<sup>\*2</sup> 安政5年次の「近習または青侍」の箇所はすべて近習または青侍(「女房」の名前は無し)

と判断できる。

が記録されており、 変化はなかったと考える。 とまでは言えないが、 本親義:前駆)三人、 人、近習 小頭以下七五人とされており、これが平常時の家臣の総体 · 大夫以下之供共)三八人、下部三三人、 方、文久元年 (側目付加番共) 一六人、青士六人、 和宮降嫁の江戸下向にともなう今出川 そこには諸大夫(石田吉治・中川定静 (一八六一) 二月二二日条 概ね寛政期の総数に近く、大きな総数の 雑掌一人、 用人二人、医師一 合士分以上三〇 小頭四人、 理 家供方 刀指

特に公家の場合、摂家の一条家・鷹司家、清華家の徳大寺報・慶事関係の記事、さらには京都所司代や禁裏附との連絡などが逐次記されている。「日次記」には、公家、禁裏、院との連絡はもちろんのこ「日次記」には、公家、禁裏、院との連絡はもちろんのこ

今出川公規(一六三八~一六九七年)は徳大寺公信男、 実鷹司輔熙末子で、 が鷹司政通女美津子、 寺公迪室などのように、 (一八〇六~一八三六年) 母が鷹司輔平女致子、 伊季(一六六○~一七○九年)女が西園寺公晃室、 西園寺家との関わりを示す記述は多い。 が鷹司政熙末子、 七五四~一八〇一年) (一七一三~一七四六年) 父が西園寺致季、 母が鷹司政通女粲(一条忠良女崇子) 今出川実順 今出川脩季 上記四家とは江戸時代を通じて、 が西園寺公晃男、 (一八三二~一八六四年) (一八五七~一九〇五年) 実際、 実種女光子が徳大 今出 今出川公久 Ш 今出 実種 (賀 Ш

に縁戚関係を形成している。

松平頼謙 翰女禎子、 誠季女定子が紀州藩徳川治貞 御三家・御三卿などと縁戚関係をもっていた。 川公規女季が水戸藩徳川綱條室、 (一六九六~一七三一年) 武家との関係では、水戸家や一 今出川公言 (一七三八~一七七六年) 公規女が常陸府中藩松平頼明 (徳川宗将男) 室などとなっている。 今出川公久女美賀子 女徳子が紀州藩徳川宗将室、 (伊予西条藩松平頼淳) (養父が一条忠香) 今出川実種室が水戸藩徳川宗 橋家、 (徳川頼 紀伊 女忠子が伊予西条藩 房の孫松平 家、 今出 尾張 橋慶喜 川公詮 家など

母が岩国藩吉川広正女であり、 与板藩井伊直安の養子、 等との交流の記載がみられ、 女であったことなどを確認できる。 室が小浜藩京極高次女、 このほか井伊家・京極家・吉川家・前田家・池 ・藩池田慶徳の父が徳川斉昭、 、昭を通じて、 加賀藩前田慶寧の継室範姫が鷹司政通養女、 公規室が丸亀藩京極高和女宮子、 今出川経季 今出川実順か脩季かの息子が このほか縁戚の鷹司政通や徳川 仙台藩伊達慶邦室が鷹司政熙の (一五九四~一六五二年) 田家・ 伊 達

守」「紀伊様」「松平式郭大甫」とで、形見分けとして「水戸様」とで、形見分けとして「水戸様」 よれば、 ており、 ら四九日が経ち、 日次記」天保七年一一月二五日条 花生や料紙箱、 今出川公久が天保七年八月一七日、 それぞれ密接な縁戚関係をもっていたことが伺える。 「故御所様為御遺物被進、 煙草盆などの品物を分けたことが記され 「京極壱岐守」「吉「松平左京大夫」「 (整理番号一二一二) 左之通」というこ 三一歳で没してか 「吉川監物」 「京極長門

る 理番号一三二六)には、 検討する必要があるが、 こうした親戚筋の武家による経済的な助成については、 慶応二年(一八六六)二月六日条 次のような史料を見出すことができ 別途

### 口上之覚

以上、 御苦労御出張ニ被下候様在所表
ら申越候間、 昨冬御助成之儀、 来ル三月十日初会相催候ニ付、 御頼之廉茂御座候ニ付、 御懸り御役人之内、 此度国産砂糖入 此段奉願候、

す記述がみられる。 きないが、まずは経済的な助成を縁戚の京極家に様々に依頼 に出張を依頼していることがわかる。これ以上のことは詳述で が記載され、そこには「昨冬御助成之儀」 している状況の一端が伺える(印)。このほか、 (12) をはじめ、鎮守、 右史料によれば、 国産砂糖の入札が開催されるとのことで、今出川家諸大夫 二月六日 丸亀藩の京都留守居永田彦四郎からの文書 上御霊社、 京極佐渡守留守居 庚申堂、 薬師堂との交流を示 「御頼之廉」と記さ 菩提寺の本圀寺 永田 彦四郎

なって百箇日が過ぎた段階で、 久の場合、 の今出川家の場合、当主が若くして亡くなっており、今出川公 り等の機会に、人事変更がおこなわれている点である。 今出川家家臣編成に関して確認できたことは、当主の代替わ (整理番号一二一二)に次のような記載がみられる。 天保七年八月一七日に三一歳で没した。公久が亡く 「日次記」 天保七年一二月二五

御使

中川備後守隼人

書記方依願被

川口主斗

日差控被 賜物六石被下之候事、 免、自今未勤被 但、 差控被仰付候処、 仰付、 右之条
る書付持参也 且遠方他出被相止 以御憐愍今

右被仰渡之条〻御請申上候、

上者、 先達而

ら随意出勤被 有之候処、 御憐愍を以隠居録四石別段弐石御加増都合六石被下 尤当時相続人無之ニ付、 御家族禄被相止候事 追る及老年候ニ付、 仰付 御加増有之、 隠居被 中川備後守・上原丹波介 仰付賜物格別之 相続人相願候

依願隱居被仰付候事 右段〻御憐愍之御沙汰難有御礼申上候、 堀大和介 丹波介

右

差出旨、 仰付、 依多年勤労六位侍御取立被 小折紙差出候義、当年 且御役所被 免、 諸大夫詰所常加勢被 御重服二付、 被為済後可 長谷川 仰付候 隼人

右同断二付、長谷川隼人御取 立之後、六位侍被 候処、今度被 免候事、 仰付候旨被仰渡、 且御取締相勤罷在 村上 刑部

御納戸役被 御勘定役被 結構二被仰付難有御礼申上候、 免候事、 免候事、 長谷川隼人・ 村上刑部 植西雅楽

勝手書記方面役被 御作事役依願被 免候事、 中村右兵衛 山本采女 堀主水

### 理番号一三二一)には、 勢となり、 三三歳で没して、四九日が過ぎた元治元年一一月二三日条(整 同様に、公久の息実順が元治元年(一八六四)九月五日、 一再勤後家禄六位同様被 下置候処、厳敷 明春ゟ奥勤被 御定禄半減壱石五合被 下、 玄米五斗御加増家禄二被 明年ゟ厳敷御省略ニ付、永之御暇被 御作事方被 明春ゟ御所様御手習役被 御作事方被 御蔵方御役所本役被 御鎮守掛被 御鎮守掛被 右同樣御近習並被 **ら壱石御加増同例同様被** 御省略中ニハ候得共、格別御憐愍ヲ以明年 村上が取締の務めとなったことがわかる。 久る所労ニ付、松本雅楽へ相達ス 免、 仰付、 仰付、 免候事 召出、 次のように記されている。 下置候処、 仰付、 家禄半減弐石五合被 仰付、 下候事 明春ゟ宿番被

同断ニ付、

中村安房介

有 下置 但シ、是迄御憐愍ヲ以 右之通被 何レ茂難有仕合御請御礼申上候 仰付候事、 被 下置候扶持方被 演舌 定静・親義

止候事、

刑部がともに六位侍に取立となり、長谷川は諸大夫詰所に常加

る者達が多く記載されているが、前半部には長谷川隼人と村上

右史料から、後半部で勘定役や納戸役などの役職を免じられ

天保七丙申年

御守被仰、 之上願之通老女退役被 候処、今日御聞済之上、 且又格別之思召ヲ以俸禄其侭被 尚亦一両年御差留 仰付、 更ニ若様方 三河

過日ゟ薙髪儀願出候処、

暫之御差留二相成

交名如前

下置候事、

植田筑前守

右、 有 老女御取立旧号美濃と呼名被下、 当冬御省略御年限二付、一流旧禄可被下之処、近年殊之 是迄通減禄被仰付、 外御物入相心高弥以御勝手向御不如意二付、尚又来丑年 か已年迄五年之間式格之御倹約被 之内ヲ以、左之通増被 難有御請申上候、 難有仕合御請申上候、 乍併当時節柄ニ付、 下候事、 仰出、 為御物成御増米 右ニ付、尚又 せ崎事美濃 同人 同人

弐石宛 肥後守・筑前守・伊勢守

長谷川隼人・堀勘ケ由

長谷川隼人

波多野縫殿 植西薩摩介

仰出、

浜崎主水

川口主税

仰付

円山主膳

湯口孝之助

植西右衛門

壱石六合宛 織部

壱石宛

壱石八合宛

左衛門大尉・安房介・薩摩介

勘ケ由・主税 縫殿・外記・雅楽・隼人・ ・中務・主膳

孝之助

六合宛 美濃・三河 小頭金助

四合

桜美林大学研究紀要 人文学研究 第三号(二〇二三年三月

七

## 右、何茂御請御礼申上候、

### 一 家政「改革」と家法

成立の背景に、 ぶという家内騒乱が寛政四年に起きたことを明らかにし、 在があり、 いた。また拙稿(垣)では、当主実種の命に違背する諸大夫の存 方・蔵方・納戸方等の役儀に至るまで、多くの規定がなされて そこでは、家臣の格式から俸禄、供先や代参、来客の事のほ に編纂し、 いう危機感の存在を指摘した。 る仕来りを規定したものを孫の実種が加筆・整序して寛政二年 「家内式目 ⑷ 」を分析し、もともと今出川誠季が家臣に対す 今出川家の家法に関しては、すでに拙稿(3)で寛政期の家法 政務や所領支配の心得、郡代・代官・元方・台所・普請 その後加筆または筆写されたことを明らかにした。 諸大夫をはじめとして侍・近習らが徒党・連判に及 家臣統制への対策や、 家政の秩序維持の措置と

条(整理番号一三〇一)を引用する。みられるので、やや長大ではあるが、次に安政六年一二月朔日れまで未検討であったが、「日次記」にその手がかりの記述が

行向 波多野縫殿・長野織部

植田長門守宅江

先代実種公御定目在之ニ付、勘定帳当春ゟ度ゝ可差出様右者、此度被 仰渡候 御直書一通、左之通、

家領米無相談茂多分二他向江差入之事、

一元方帳面借り入帳出入落脱之事、

一改革之義ニ付、無勘定茂度〻趣意相違之事、

一井上右衛門江打任候ニ付、銀方気配悪相成候事

一同列之者江無相談も被下米等取斗候茂在之候事

も大金借り入、且返済応対之廉も在之事、一春米勘定書差出旨申付置候処、帳面不差出之内、無相談

役隠居願之事、春米ゟ度ゝ勘定書等可差出候様申付候処、不差出之内退

借り入高七、八千両程等申処、莫太之御借り入高相違之

事、

一元方雖新役趣意違在之、内得不致旨相聞候事

外二切紙二而口状書一通持参左之通、

ヲ以無沙汰候事、右ケ条心得違ニ付、急度御沙汰も可在之処、格別御憐愍

一月勘定五日迄ニ勘定方江可差出に

年勘定毎年二月中差出可申事

こうした家法がどのような変化を遂げて幕末に至ったか、こ

且新規御借入之儀者、尚又相談之上取斗可申事、一諸向御借入金銀返済之儀同列江茂相談之上取斗可申候、

差出之事、一年ゝ御収納米髙相定候義相談之上可令治定候事、且帳面

出勤可致候事、一過日分所労之処、追ゝ順快之様相聞候間、来五日分押而

家中向雑事向後取上申間敷候事、

右

同申度旨ニ付、両人承り引取申候事、 処、何事も不都合之段深奉恐入候、右ニ付、差控之儀相 左之通被 仰渡候、右ニ付御請書ニ被 差上候様申述候

植田長門守宅へ

中趣中参候、難有則御請書差上候、左之通、營營(新石者、前ケ条書之通被 仰渡候上ハ、別段差控ニハ及不行向 波多野縫殿

乍恐奉差上御請書

未十二月朔日

本十二月朔日

本十二月朔日

本十二月朔日

本十二月朔日

本十二月朔日

本大二月朔日

本田長門守印

本大二月朔日

本田長門守印

本大二月朔日

本田長門守印

本大二月朔日

者、長門守同様ニ御尋之筋有之候処、新役心ニ任兼〻中村安房介

....... 付、別段御尋無之、此後心得違無之精勤可致様被 - 仰付儀も有之候処、新役心ニ任兼候儀も有之候趣相聞候ニ

右一統列座ニ而被 仰渡候事、石田豊後守申述候事

仰付候ニ付、 仕候、 得二而相勤申候様被 難行届奉存候間、 近年存外之御大借ニ相成候段奉恐縮候、 存候、其節退役二相成、 以外御役江相願候ニ付、 少之折柄ニ、彼是悪敷目論見ヲ相工同意之者有之、偽ヲ 年莫太之御大借ニ相成、 此度御勘定目附役被 大借金相成、一入御心配 既二先年吉治御勝手向御役相勤罷有候処、 御請申上候事、 再三御断申上候処、 仰付、尤元方役辺ニ相離レ居候心 仰付処、 仍而御勝手向携不申候、然ル処 私共於役所不調法無之樣乍恐奉 右御役御請申上候而ハ大ニ心配 思召候間、 難有仕合奉存候得共、 従 達而相勤候様被 最早及老年諸事 御先代無之御 石田豊後守へ 御幼 近

兵事、座ニ而植西近江守・山本筑後守へ被 仰付、近江介申述座ニ而植西近江守・山本筑後守へ被 仰付、近江介申述此度勘定目附役被 仰付之事、則御請申上候、尤一統列此度勘定目附役被 仰付之事、則御請申上候、尤

右衛門ゟ申渡ス事、「さ相成丈気ヲ付精勤致シ候様植西候次第も有之候間、一さ相成丈気ヲ付精勤致シ候様植西後半季交代之儀相伺候様被「仰渡候、尤勤向も行届キ兼先達而一代御門所番被「仰付候処、此度御改革ニ付、向先達而一代御門所番被「仰付候処、此度御改革ニ付、向

九

植田

つき、今後半季交代とし精勤するように申し渡された。 要事を企てたことから勝手向から外れてきたが、莫大な借金を悪事を企てたことから勝手向から外れてきたが、襲大な借金を悪事を企てたことから勝手向から外れてきたが、襲大な借金を悪事を企てたことから勝手向から外れてきたが、襲大な借金を悪事を企てたことから勝手向から外れてきたが、襲大な借金をまたび勘定目付役に任命して元方役からは離れて勤めてきたこと、中川肥後守には勘定目付役に任じること、御門所番の加まなる実情から(高齢を理由に辞退してきたが、莫大な借金を要所には、一代門所番を命じてきたが、この度の「改革」にあるように申し渡された。

る事、新役の元方に不満をもっていた事などがあげられていい出た事、表別定書を提出せず相談無く大金を借入れて隠居を願た事、泰領米を相談無く也所に移した事、元方帳を借入れ出入落脱とした事、勘定無く改革の趣旨に相違した事、井上右衛門へ脱とした事、勘定無く改革の趣旨に相違した事、井上右衛門へ脱とした事、勘定無の改革の趣旨に相違した事、井上右衛門へ脱とした事、勘定無く改革の趣旨に相違したが漸く提出されたえ、勘定帳を当春から差し出すように命じたが漸く提出された。

た。

|筑後守

ない事などが仰せ渡された。 は、月神に差し出す事、借入銀返済のことも同列に相談をして終面を差出す事、体調が少しずつ快復してきたこと相談をして帳面を差出す事、体調が少しずつ快復してきたことのら来たる五日からは出勤をする事、毎年の収納米高を決める時には用いた。 は、月勘定は五日まで、年勘定は毎年二

とがわかる。出川家にとって「改革」を目指す家政の大きな画期であったこ出川家にとって「改革」を目指す家政の大きな画期であったこ法を前提としていることが今回明らかになり、かつ安政期が今安政期においても、まず当主実順の祖父が定めた寛政期の家

費、家領米の横流し等があったと考えられる。幼い当主に交代した時に諸大夫ら家来の勘定帳の管理不正や浪因としては、実順の父公久が天保七年に三一歳の若さで没し、そこでは、七、八千両程という莫大な借入高を抱え、その要

参内した老中堀田正睦に勅許不可を下し、幕府は勅許を得られる。列参の結果、孝明天皇が条約締結反対の立場を明確にし、順も列参に加わっていた。いわゆる廷臣八八卿列参事件であ求めた日米修好通商条約への勅許を出すことに反対し、当主実右史料が記された年の前年(安政五年)には、幕府が朝廷に

った。 し(安政の大獄)、公家側からも多くの処罰者が出ることとな る姿勢を継続した。この後、 ないまま条約に調印する一方、天皇は条約勅許を頑なに拒否す 幕府は尊王攘夷派や一橋派を弾圧

のような家法に関する記載があるので、 実順の「改革」を意識した表れの一つと考えることができる。 の称号を用いることにしたことが記されている。このことも、 てきたが、寛政期以後は今出川を用い、安政五年末以後は菊亭 番号一二九七)によれば、従来、今出川と菊亭の両称号を使っ 況のもと、意識的な変化が家政の「改革」に向かわせたことは 謹慎をしていたことが考えられる。こうした内外の危機的な状 政通との姻戚関係があり、当事者を親族にもっていたことから 十分に考えられる。 「日次記」天保二年二月朔日条(整理番号一一八九)には、次 さて、時期は前後するが、実順の父公久が当主だった時期、 実順は直接の処罰を受けたわけではないが、 「日次記」安政五年一二月二七日条 引用する 処罰された鷹司

今夕方御家中輩依 召出仕候、被 仰之趣如左

家中之輩給録之事、従前〻当人十五歳已上出勤之上、

諸大夫 八石弐人扶持

近習 五石壱人扶持

子・養子相続於有之者、身分相応之人体を以致取組 與遣之間、 相聞候、依之格別以憐愍、已後前書定之通、 不都合之義無之様可相心得候事 右定有之処、実子・養子等相続継目之間、甚難渋之趣 尚以可情勤候、與、扶持方之儀者、尤此後自然無実 家録同様

> 右之通、 於申付者、已来勤方万事可相心得、 若心得違之

儀於有之者、急度可申付事

但、諸大夫男初官位後并父子勤近習父子勤六位侍· 人其外隠居等之輩前る定之通可相心得候事 用

二月一日 御花押

今出川公久が当主であった時期の記載として、さらに「日次 之者、 候事、 相心得可申候、其余 右之趣、御直書を以被 危篤之節取組候心得二而、 尤若相続之者病気危篤之節実子無之、養子相続於有 仰之趣以演述夫く江申達候事 仰付、諸大夫列席ニ而夫く江申達 随而早く取組相続無闕趣

する記述があるので、 記」天保三年一二月二五日条(整理番号一一九六)に家法に関 以下の記載を掲げる。

今度左之通、以御書付被 仰渡、

依有多年勤労六位侍

取立 免賄方

用人 免書記方

蔵方 賄方 免蔵方 免納戸方

植西義一郎

本多主殿

雖新家父子勤以憐愍従来其出番 右之通、今度申付之者也

天保三年臈月

(花押

当家近習之家

上原

右 雖准旧家或新家各依経六位侍、自今可為旧家之列事、 長谷川 長野 中村

堀修理

長谷川隼人 植西雅楽

同

本多

五二二二</l>二二</l>二二<l>二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二</l

植西 松本

人柄勤向并依本人人柄不及其沙汰事、息及十五歳之節、以願書出勤之儀可相願、但、其父之依有、新家之分、父子勤之儀従先ゝ雖被禁之、以憐愍自今

.;.但、其余已後若取立之新家於有之者、非此定可有時

がわかる。

宜

養子之事

長之養子停止之事、一語大夫一統并旧家近習之輩、年齢四十歳以前、従他家年

事、但、近習及年長尚勤之人体、以其心得猥不可及沙汰

之養子堅有間敷事、雖為幼少養子、相成丈実子相見合可相続、且身分不相応

相願之儀、格別之無子細者、不可有其儀之事、為幼少養子及十五歳之時、父凡不及四十歳者、是又出勤新家近習之輩、年齢五十歳以前、年長養子可為停止、雖諸大夫年長之養子者、官位昇進之後間其心得可為肝要事、

天保三年臈月(花押)

之趣、是又一統難有御請申上事、

多年誠実之勤向依之従来春御切米五斗御加増被 仰付候 老女出雲

一右、難有仕合御請申上候

加わっているものの、概ね寛政期の規定が堅持されていたこと規定されており、諸大夫・近習に「弐人扶持」「壱人扶持」がどと記され、「家内式目」には、諸大夫が八石、近習が五石といて、「諸大夫禄醫蛭、六位侍禄六石、近習禄五石、謹盛」な前述した寛政期の家法「家内式目」には、「棒禄之事」につ前述した寛政期の家法「家内式目」には、「棒禄之事」につ

細者、 堀 時点では准旧家に当たった長野・中村、新家であった上原 雖取立、 川・上原・三輪・中川等也、」「新家取立猥有間敷事、以旧号 旧家者、波多野・中村・長野等也、新家者、堀・本多・長谷 事、」「当時近習旧家之分、 各為旧家、但、近年以旧号取立之家者、 其家可為断絶事經驗。」等と相続に係わる規定があり、天保期 習之上、新家之輩、加近習列、 くことで立ちゆかなくなることを防ごうとしたと思われる。 の実情としては、家臣の再生産が厳しい状況を迎えており、 子、少年之輩者如実子、若成長之上為養子者、旧家之輩、 実子者不抱新古、不経近習而元服之後可申初官位事、」「雖養 「病気危篤」の末期の養子については事前の措置を検討してお そして寛政期家法の「家中家之格式」には「諸大夫之輩、 実際、寛政期の「家中家之格式」には「近習家及四五代者、 ・長谷川が旧家の列とされたことがわかる。 新家の取立は厳におこなわないものとする一方、寛政期の 可令申初官位事、」「雖譜代家、不相続之輩及数輩者' 格別無子細者不可有其儀事、」などと規定されてお 山本・湯口・村上・川口等也、 勤仕及三四年之後、其人柄無子 以取立之人可為初代 いずれも

を受けて、世代交代を続けながら、 家及四五代者」の規定を踏まえたものと思われ、 したことがわかる。 准旧家の一部の家格が上昇 寛政期の規定

とを義務づけていたことがわかる(百)。 は「年齢四十歳以前、従他家年長之養子停止之事」として、 子相続於有之者」とやや緩和が図られたものの、 くまでも家司らの家督を早期に立て円滑な相続を図っていくこ また、天保二年の規定では一度「病気危篤之節実子無之、 翌天保三年に 養

### おわりに

明らかになった。 者の安政期には家政「改革」が意図されたものであったことが それぞれ当主による家法にかかわる修正がおこなわれ、特に後 となっていたことを明らかにした。そして、 内式目」が前提とされ、 こなった。そこでは、幕末期において、常に寛政期の家法「家 の記述をもとに、幕末期の今出川家の家政について一考察をお 本稿では、 今出川家諸大夫・侍の記した役所日記 家臣の編成・統制において重要な規準 天保期、 「日次記」 安政期に

ることにより、 がどこまでみたか詳らかにしえないが、当主が若くして亡くな 重なり、 幕末期の今出川家では当主が若くして早世するということが いずれも若くして亡くなる事態が続き、「改革」の実効性 今出川尚季が二九歳、公久が三一歳、実順が三三歳 深刻な事態となっていた。公久・実順の跡を継ぐこと 諸大夫が勘定帳の管理不正や浪費、莫大な借金

> あった。 そこには家政運営に支障をきたすことが想定され、諸大夫はじ め家臣らの統制とともに、自律的な運営が必要とされる事態で になった脩季は、元治元年に未だわずか九歳であった。当然、

三二五)を引用して論述を終えることとしたい。 最後に、 「日次記」 慶応元年十月朔 日 条 整 理 番

今日列席ニ而左之通、御達之事

前
る
御
定
壁
書
之
御
趣
意
、 堅相守可申候事

故中納言様御定之条さ、 且又堅相守可申候事、

当御所様御表江被為 成候節、 決而不敬之儀仕間敷候事、

諸勝負事堅停止之事、

御用之外、 上下御錠口其外等二而男女雑談無用之事

仲番所・御台所等ニ而雑談昼寝等堅致間敷候事 下知相請

不寄何事新規取扱之儀者、 候上、可取斗候事、 時之惣奉行江申入、

乙丑十月

御達ニ付、一片御請書差上候、

申候、 故御所様御定置之、廉ら并今度被 申分ケ無御座候、 然向後不都合之筋工有之、蒙 取斗可仕候、 ら役前之雖為所置、 中川肥後守殿 且不寄何事ニ、 決而自分一己之了簡ヲ以取斗仕間敷候、 植田筑前守印 為其一紙調印仕置候、 都而一ら時之執政江申入、御差図之 諸向往来新規之儀者勿論にて、 (以下家司十五名名前略 御差当候共、 仰渡之条ミ堅相守可 其節一言之

被「伺可沙汰致候、以上、前書之通、調印取之置候、尚都而新規之儀者、私ゟ其節ゝ

中川肥後守印

## 右一紙、奥向上ケ置事、

右史料によれば、当主今出川脩季の達しとして仰せ渡され、 右史料によれば、当主今出川脩季の達しとで加せ渡され、 前者は、 寛政期に今出川実種の制定した家法「家内式され、 前者は、 寛政期に今出川実種の制定した家法「家内式目」が「壁書」として受け継がれていたことを示し、それを遵守することが規範となっていたことがわかる。そして後者は、 当主今出川脩季の父実順の制定した「御定」を表しているものと思われ、同様にその規定も遵守することが達せられていたことがわかる。

家政の「改革」を意図されて実施されたものであった。の家法に画期を見出すことができ、特に後者の安政期の場合、すなわち今出川家の家政においては、寛政期の家法と安政期

るが、もはや紙幅がなく、今後の課題としたい。はか、領地の百姓との関係記事、経済向などの記載が確認でき「菊亭文庫」の「日次記」には、他の公家との交際・儀礼の

### 注

# 1) 図書寮文庫、柳―七二四。

https://shoryobu.kunaicho.go.jp/Toshoryo/ Viewer/1000450740000/f6329fe398b44ea699a35fffc4358fa7

(二〇二一年一二月三〇日確認)

- 号)。
  書」を中心に―」(『桜美林大学研究紀要 人文学研究』二書」を中心に―」(『桜美林大学研究紀要 人文学研究』二(2) 拙稿 [二〇二二] 「幕末期公家の家臣編成と掟―「柳原家文
- 3 箱石大 [一九九三] 「近世堂上家家臣の編成形態について―清 蒐集・統合化と史料学的研究 纂所研究成果報告二〇一三―五 『近世の摂家・武家伝奏日記の 縁と近世社会』八)、松田敬之[二〇一四]「幕末・維新期に 館)、中村佳史[二〇〇七]「摂家の家司たち」(『身分的周 の雑掌について―蔵人所衆地下官人袖岡文景 家の家臣―諸大夫を中心に―」(『学習院大学史料館紀要』 究紀要』二七)、藤實久美子 [一九九九] 「近世後期西園寺 華・広幡家の家臣を事例として―」(徳川林政史研究所 金基盤研究 おける摂家一条家家臣団の動向と朝臣意識」(東京大学史料編 に出入りの人びと」(『身分的周縁と近世社会』八、吉川弘文 一〇)、西村慎太郎[二〇〇三] (『史料館研究紀要』三四)、田中潤[二〇〇七]「門跡 (B) 』研究代表者:松澤克行)など。 平成22~25年度科学研究費補助 「近世後期堂上公家勧修寺家 『家記』を事例に
- (4) 拙稿 [二○一○] 「近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・今出川家を中心に―」(『東京家政大学人間文化研究所研究と家臣統制」(『東京家政大学人間文化研究所研究に要』六、のち『近世朝廷の法制と秩序』に再録)。拙稿 [二○一七] 「近世公家の家内騒動「近世摂家の家臣統制と秩序』に再録)。拙稿 [二○一七] 「近世公家の家内騒動」に世現家の家臣統制と秩序』に再録)。拙稿 [二○一七] に世現家の家臣統制と秩序』に再録)。拙稿 [二○一七] に世祖家の家臣統制と表序』に再録)。出稿 [二○一七] に世公家の家内式目と家臣統制―清華家・と家法を中心に―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二七の大学、「近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・と家法を中心に―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二七の大学、「近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・

に再録)。

- 華・広幡家の家臣を事例として―」。(5) 前掲注(3) 箱石「近世堂上家家臣の編成形態について―清
- 残っている。(6) 専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」には、分析対象とする記録(6) 専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」には、分析対象とする記録
- 会)。 会)。 『寛文朱印留』(東京大学出版会)。
- 制」。
  (8)前掲注(4)拙稿「近世公家の家内式目と家臣統制―清華家・
- 〔三〕。(9)東京大学史料編纂所所蔵「実種公記」(徳大寺―四一―
- も一部含まれていたことが考えられる。 戸家から興入れした禎子に付いて今出川家に入った家臣の存在(10) 寛政期の家臣の場合、「禎子付」という記述が示すように、水
- (11)「日次記」安政六年一一月朔日条(整理番号一三○一)によれば、京極期徹は江戸屋敷の火災を理由に助成を断る旨が伝えらよれば、京極期徹は江戸屋敷の火災を理由に助成を断っている。まば、京極期徹は江戸屋敷の火災を理由に助成を断っている。まれば、京極期徹は江戸屋敷の火災を理由に助成を断っている。まれている。
- 料編纂所所蔵「今出川家譜」、四一七五―二〇一)。 (12) 今出川晴季女が本圀寺一七世大僧正となっている(東京大学史
- (13) 前掲注(4)拙稿「近世公家の家内式目と家臣統制―清華!

桜美林大学研究紀要 人文学研究

第三号(二〇二三年三月

今出川家を中心に―」。

- (4)専修大学図書館所蔵「菊亭文庫」(整理番号一一五八)。
- 前掲注(4)拙稿「近世公家の家内騒動と家臣統制」。

15

16

が規定されていたことがわかる。う規定があり、家督が無い場合には後家が相続をおこなうこと「家中家之格式」には「家督無之時、後家江相続相願候」とい

### (付記)

なった。記して謝意を表したい。 専修大学図書館には、「菊亭文庫」の閲覧にあたって大変御世話に